（無線局運用規則の一部改正）

第二条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（航空局等の聴守電波）	（航空局等の聴守電波）
第百四十六条　法第七十条の四の規定による航空局の聴取電波の型式は、A三E又はJ三Eとし、その周波数は、別に告示する。	**第百四十六条**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
5　法第七十条の四の規定による航空機地球局の聴守電波の型式は、G一D、G七D、G七W又はD七Wとし、その周波数は、別に告示する。	5　法第七十条の四の規定による航空機地球局の聴守電波の型式は、G一D、G七D又はG七Wとし、その周波数は、別に告示する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（副次的に発する電波等の限度）	（副次的に発する電波等の限度）
第二十四条　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。	**第二十四条**　［同上］
［2～27　略］	［2～27　同上］
28　航空機地球局のインマルサットBGAN型の受信装置並びにインマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型のうちG一D電波を受信する受信装置、インマルサットBGAN型のうち主として航空機に搭載される受信装置及びインマルサットGSPS型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。	28　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型のうちG一D電波を受信する受信装置、インマルサットBGAN型のうち主として航空機に搭載される受信装置及びインマルサットGSPS型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
［29～32　略］	［29～32　同上］
（航空機地球局等の無線設備）	（航空機地球局等の無線設備）
第四十五条の二十　航空機地球局の無線設備であつて、一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの（無線高速データ通信が可能なもの及びインマルサットBGAN型を除く。）は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。	**第四十五条の二十**　航空機地球局の無線設備であつて、一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの（無線高速データ通信が可能なものを除く。）は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
［一　略］	［一　同上］
二　送信装置の条件	二　送信設備の条件
［イ・ロ　略］	［イ・ロ　同上］
三　受信装置の条件	三　受信設備の条件
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］
［四　略］	［四　同上］